

金商法等改正に伴う各規則の改正について

【金融商品取引法等の改正】

平成24年12月に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告を踏まえ、新投資口予約権証券制度の創設をはじめとする金融商品取引法等の改正が行われた。

(公布日)平成25年6月19日、(施行日)平成26年12月1日

【背景】

金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告

課題	投資法人は、リーマンショック時には、公募増資や第三者割当増資が困難な状況となり、資金調達手段の制約等の財務上の課題が顕在化した。
対応方針	円滑かつ確実な資金調達手段を確保するため、投資法人の資金調達の多様化の具体策として、 ライツ・オフリング※ の導入を提言 ※既存投資主全員に新投資口予約権(ライツ)を無償で割り当てることによる増資手法(次ページ参照)

【主な改正内容】

「投資信託及び投資法人に関する法律」、「金融商品取引法」等の改正

投資法人が新投資口予約権(ライツ)を発行することが可能となる制度等の所要の整備
⇒投資法人において、**新投資口予約権を活用した資金調達(ライツ・オフリング)の実施を可能とする。**

**金融商品取引法の改正等（新投資口予約権証券の創設等）に伴う
本協会諸規則の一部改正について**

平成 26 年 11 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

投資法人の資金調達手段の多様化等を図るため、平成 26 年 12 月 1 日付で施行される「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 45 号）により、金融商品取引法（以下「金商法」という。）において「新投資口予約権証券」が創設されること等に伴い、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等について、新株予約権証券と同等の規制を適用するため、所要の整備を図ることとする。

II. 改正の骨子

1. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

新投資口予約権証券（上場新投資口予約権証券を除く。）について、以下の規制を設ける。

- ① 取引開始基準の対象とする。 (第 6 条第 3 項新設)
- ② 顧客からの確認書の徴求の対象とする。 (第 8 条第 1 項)
- ③ 節度ある利用を行うよう留意すべき取引の対象とする。 (第 11 条第 1 項)

なお、外国又は外国の者が発行する新株予約権証券も上記規制の対象であることを明確化するため、新株予約権証券の定義を明確化する。 (第 6 条第 2 項)

2. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

特別会員がその金融商品仲介業者に預金等との誤認防止措置を行わせさせる対象となる有価証券について、特別会員が登録金融機関業務として取扱う有価証券（「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 10 条）との整合を図る。

(第 12 条)

3. 「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について

コミットメント型ライツ・オファリングに係る引受を行った会員が作成する財務諸表への注記事項を追加する。

(「財務諸表参考様式」 I 主な注記事項)

4. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」及び同規則に関連する細則の一部改正について

新投資口予約権証券を新たにグリーンシート銘柄の対象有価証券に加えるよう規定の整備を図ることとする。

（「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第2条第4号等並びに「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告等に関する細則」第1条第2項）

5. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正について

新投資口予約権証券について規則の適用対象とするよう規定の整備を図ることとする。

（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第2条第1号及び同規則に関する細則第4条第1項）

6. 「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

新投資口予約権証券について規則の適用対象とするよう規定の整備を図ることとする。

（第3条第1号等）

7. 「有価証券の引受け等に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正について

新投資口予約権証券について規則の適用対象とするよう規定の整備を図ることとする。

（「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号へ等及び同規則に関する細則第2条第1号等）

8. 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

- (1) 外国証券に外国新投資口予約権証券を追加するとともに、外国取引に外国新投資口予約権証券に係る取引を追加する。その他、外国新投資口予約権証券の追加に伴う所要の改正を行う。 （第2条第1項第8号、第19号等）

- (2) その他、所要の改正を行う。 （第3条第6項第8号、第9号）

9. 「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

- (1) 選択権付債券売買取引において、売買証拠金の代用として受け入れる有価証券等の種類から新投資口予約権証券を除く。

（第17条第2項第1号）

- (2) その他、所要の改正を行う。 （第29条第1項）

10. 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

債券貸借取引において、取引担保金の代用として受け入れる有価証券等の種類から新投資口予約権証券を除く。
(第9条第1項第1号)

11. 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

二種外務員、特別会員二種外務員及び特別会員四種外務員に関し、外務員の職務として取り扱うことができない有価証券として、新投資口予約権証券を追加することとする。

(第2条第4号、第6号及び第7号)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

<Ⅱ. 1. ～3. について>

自主規制企画部 (TEL. 03-3667-8470)

<Ⅱ. 4. ～5. について>

エクイティ市場部 (市場監理担当) (TEL. 03-3667-8481)

<Ⅱ. 6. ～7. について>

エクイティ市場部 (企画担当) (TEL. 03-3667-8647)

<Ⅱ. 8. ～10. について>

公社債・金融商品部 (TEL. 03-3667-8456)

<Ⅱ. 11. について>

資格管理部 (TEL. 03-3667-8461)

以 上

取引所外売買の誤報告への対応について

平成 26 年 11 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買（以下「取引所外売買」という。）に係る誤った報告（以下「誤報告」という。）及びこれに伴い証券市場の信頼性を損なうことを防止するため、取引所外売買の報告を行う会員及び本協会において、次の対応を図ることとする。

1. 取引所外売買の報告を行う会員において、改めて、当該報告に係るシステム及びチェックの態勢について十分に確認を行い、必要に応じて、誤報告のリスクを低減するための措置を講じる。具体的な措置は、例えば、次の措置を含め、各会員がそれぞれの実情を踏まえて判断し、速やかに実行する。
 - ・手作業の機会を極力減らすシステムを構築する。
 - ・手作業が残る場合は、誤報告を生じさせないためのチェックの態勢を構築する。
 - ・取引所外売買の報告に係るフォーマットを社内で統一する。
 - ・報告後、報告公表システムの「エラー検索画面」において、メッセージが表示されていないかどうかを確認する。
2. 取引所外売買の報告を受け付ける本協会の報告公表システムにおいて、当該報告公表システムが認識している発行済数量の $1/3$ ^(注1) を超える数量の報告を受け付けないこととする（ハードリミット）。

また、報告公表システムが認識している発行済数量の 5% 超 $1/3$ 以下の数量の報告に対しては、注意喚起のためのメッセージを、当該報告を行った会員に対して発することとする ^(注2)。

（注1）現在は発行済数量の 100% となっているハードリミットの閾値を引き下げる。

（注2）現在においても、報告公表システムが認識している発行済数量の 10% を超える数量の報告に対しては、注意喚起のためのメッセージを、当該報告を行った会員に対して発している。
3. 誤報告を行ってしまった会員は、規則 ^(注3) が求めるところにより速やかに当該誤報告の訂正又は取消しを行った上で、当該誤報告が重大なものである場合は速やかに本協会に当該誤報告について連絡する。当該連絡を受けた本協会は、当該誤報告について、インターネット上で公表する。

（注3）「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 8 条又は第 12 条

以 上

平成 26 年度上半期のあっせん、苦情、相談業務の処理状況について

平成 26 年 11 月 18 日

日本証券業協会

※ 本協会は、あっせん、苦情、相談業務を特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）に委託している。本報告は、平成 26 年度上半期（平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日）に FINMAC で取り扱った本協会協会員に関する事案件数等をまとめたものである。

1. あっせん業務の状況

(1) 概況

平成26年度上半期の新規申立件数は48件（前年同期比32件（40.0%）減）、終結件数は43件（前年同期比55件（56.1%）減）となった。また、和解率は56.1%（前年同期比14.8ポイント減）となった。

新規申立件数の減少要因は、概ね市況堅調・円安基調であったため、大きな損失を抱える取引が多くなかったと見られること等が考えられる。

なお、平成 26 年 9 月末の係属件数は 20 件で、前年同期に比べ 10 件減少した。

(単位：件、%)

項目	平成 26 年度 上半期	前年同期	対前年同期 増減率	25 年度
新規申立件数	48	80	▲40.0	128
前年度（3 月末時点）係属件数	15	48	▲68.8	48
終結件数	43	98	▲56.1	161
和解成立	23	56	—	95
不調打ち切り	18	23	—	44
取下げ	1	10	—	11
その他	1	9	—	11
9 月末時点係属件数	20	30	▲33.3	30

【和解率】

(平成 26 年度上半期) 56.1%

(前年同期) 70.9%

(注)

和解率 = 和解成立件数 / (終結件数 - 取下げ件数 - その他件数)

(2) 類型別申立件数

平成 26 年度上半期は、「勧誘に関する紛争」が最も多く、41 件（前年同期比 17 件減）となった。構成比で見ると、「勧誘に関する紛争」が 85.4%（前年同期比 12.9 ポイント増）、「売買取引に関する紛争」が 14.6%（前年同期比 6.7 ポイント減）となった。

（単位：件、%）

類型	平成 26 年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
勧誘に関する紛争	41	85.4	58	72.5
売買取引に関する紛争	7	14.6	17	21.3
事務処理に関する紛争	0	—	3	3.8
その他の紛争	0	—	2	2.5
（合計）	48	100.0	80	100.0

（注 1）

構成比の合計は、端数処理（四捨五入）の関係で 100.0%にならない場合がある。以下同じ。

（注 2）

- ①「勧誘に関する紛争」とは、説明義務違反、適合性原則違反、誤認勧誘等を内容とする紛争を言う。
- ②「売買取引に関する紛争」とは、無断売買、売買執行ミス等を内容とする紛争を言う。
- ③「事務処理に関する紛争」とは、入出金等の手続事務等のミス、遅延等を内容とする紛争を言う。
- ④「その他の紛争」とは、いずれの分類にも属さない内容に関する紛争を言う。

(3) 類型別の主な内訳

平成 26 年度上半期は、構成比で見ると「適合性に関する紛争」が最も高く、39.6%（前年同期比 20.8 ポイント増）となった。また、前年同期に 4 割を占めた「勧誘時の説明義務に関する紛争」が 33.3%（前年同期比 6.7 ポイント減）となった。

（単位：件、%）

内訳	平成 26 年度上半期	前年同期
① 勧誘に関する紛争		
適合性に関する紛争	19 (39.6)	15 (18.8)
勧誘時の説明義務に関する紛争	16 (33.3)	32 (40.0)
誤った情報による勧誘に関する紛争	4 (8.3)	7 (8.8)
② 売買取引に関する紛争		
売買執行ミスに関する紛争	1 (2.1)	4 (5.0)
その他	6 (12.5)	5 (6.3)

（注）括弧内の数値は、平成 26 年度上半期の新規申立件数に対する割合である。

(4) 商品・サービス別申立件数

平成 26 年度上半期は、「株式」が最も多く 25 件であった。構成比で見ると、「株式」が 52.1%（前

年同期比 24.6 ポイント増) となった一方、前年同期に 3 割を占めた「投資信託」が 16.7%、13.8%を占めた「その他デリバティブ」(通貨スワップ等) が 2.1%で、前年同期に比べそれぞれ 13.3 ポイント、11.7 ポイント減少した。

(単位：件、%)

商品・サービス別	平成 26 年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
株式	25	52.1	22	27.5
債券	12	25.0	22	27.5
投資信託	8	16.7	24	30.0
有価証券デリバティブ	0	—	0	—
CFD	2	4.2	0	—
その他デリバティブ	1	2.1	11	13.8
その他	0	—	1	1.3
(合計)	48	100.0	80	100.0

(注)

- ①「有価証券デリバティブ」は、株価指数先物取引等である。
- ②「その他デリバティブ」には、通貨スワップ取引や金利スワップ取引を含む。
- ③「その他」には、商品・サービス区分に関係ない事案(例：取引口座に関するもの、事務処理に関するもの、会社対応・担当者への不満等に関するもの等)を含む。

(5) 業態別申立件数

平成 26 年度上半期は、「会員」が最も多く 45 件であった。構成比で見ると、前年同期に比べ「特別会員」の割合が低下し、相対的に「会員」の割合が上昇した。

(単位：件、%)

業態別	平成 26 年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
会 員	45	93.8	71	88.8
特別会員	3	6.3	9	11.3
証券仲介業者	0	—	0	—
(合計)	48	100.0	80	100.0

(6) 個人・法人別申立件数

平成 26 年度上半期は、「個人」が多く 41 件であった。構成比で見ると、前年同期に比べ「その他デリバティブ」(通貨スワップ等) を巡る事案数が減少したため、「法人」の割合が低下し、相対的に「個人」の割合が上昇した。

(単位：件、%)

個人・法人別	平成26年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
男	16	33.3	37	46.3
女	25	52.1	27	33.8
法人	7	14.6	16	20.0
(合計)	48	100.0	80	100.0

(7) 地区別申立件数

(単位：件、%)

地区別	平成26年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
北海道	1	2.1	0	—
東北	0	—	4	5.0
東京	21	43.8	35	43.8
名古屋	8	16.7	12	15.0
北陸	1	2.1	0	—
大阪	11	22.9	14	17.5
中国	3	6.3	2	2.5
四国	0	—	4	5.0
九州	3	6.3	9	11.3
(合計)	48	100.0	80	100.0

2. 苦情解決業務の状況

(1) 概況

平成 26 年度上半期の新規申出件数は 273 件（前年同期比 206 件（43.0%）減）となった。この要因は、あっせんの新規申立件数の減少要因とほぼ同様と考えられる。

（単位：件、%）

項目	平成 26 年度 上半期	前年同期	対前年同期 増減率	平成 25 年度
新規申出件数	273	479	▲ 43.0	842
終結件数	270	491	▲ 45.0	874
解決	220	391	—	725
あっせんへの移行	48	81	—	128
不調	1	8	—	10
その他	1	11	—	11
9 月末時点継続件数	46	60	▲ 23.3	43

（注）

「苦情」とは、顧客が個別協会の業務に関し不満足の表明を行ったもののうち、当該協会に取り次いだものを言う。

(2) 類型別申出件数

平成 26 年度上半期は、「売買取引に関する苦情」が 101 件で最も多く、「勧誘に関する苦情」が 99 件と続いた。

（単位：件、%）

類型別	平成 26 年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
勧誘に関する苦情	99	36.3	167	34.9
売買取引に関する苦情	101	37.0	204	42.6
事務処理に関する苦情	49	17.9	79	16.5
その他	24	8.8	29	6.1
（合計）	273	100.0	479	100.0

(3) 類型別の主な内訳

平成 26 年度上半期は、構成比で見ると「売買一般に関する苦情」が 18.3%（前年同期比 1.2 ポイント増）で最も高く、「勧誘時の説明義務に関する苦情」が 13.9%（前年同期比 0.1 ポイント増）と続いた。

(単位：件、%)

内訳	平成 26 年度上半期	前年同期
① 勧誘に関する苦情		
勧誘時の説明義務に関する苦情	38 (13.9)	66 (13.8)
誤認勧誘に関する苦情	20 (7.3)	17 (3.5)
適合性に関する苦情	18 (6.6)	28 (5.8)
② 売買取引に関する苦情		
売買一般に関する苦情	50 (18.3)	82 (17.1)
無断売買に関する苦情	25 (9.2)	38 (7.9)
扱者主導売買に関する苦情	15 (5.5)	14 (2.9)
③ 事務処理に関する苦情		
口座開設等に関する苦情	11 (4.0)	15 (3.1)
入出金に関する苦情	8 (2.9)	12 (2.5)
証券税制に関する苦情	8 (2.9)	4 (0.8)
④ その他に関する苦情		
会社不満に関する苦情	21 (7.7)	27 (5.6)

(注) 括弧内の割合は、平成 26 年度上半期の新規申出件数に対する割合である。

【参考】

「売買一般に関する苦情」とは、「売買取引に関する苦情」のうち、「無断売買に関する苦情」、「過当売買に関する苦情」、「扱者主導売買に関する苦情」、「売買執行ミスに関する苦情」、「システム障害に関する苦情」に分類されない苦情を言う。また、平成 26 年度上半期は、以下のような事例が見られた。

- ・（口座名義人の夫からの申出）妻の株式等の取引の際、承諾を得るよう約束していたにもかかわらず、承諾を得ないまま取引されていた。
- ・証券会社に預けているすべての商品（株式）を売却して取引を終了したいと考えているが、担当者が応じてくれない。どのようにしたらよいか。
- ・証券会社の担当者が適切に情報提供をしなかったため、保有株式の売り時を逸し、損失が発生した。責任を取ってほしい。
- ・NISA 口座を開設して株式を購入したが、NISA 口座ではなく 特定口座に入れられていた。NISA 口座に入れてほしい。
- ・銀行で購入していた累積投信の解約手続きを行ったが、解約手続きがなされていなかった。損失補償を求めたが、「当社に落ち度はない」と言われ対応してもらえなかった。不満である。

(4) 商品・サービス別申出件数

平成 26 年度上半期は、「株式」が 137 件、「投資信託」が 65 件、「債券」が 51 件で、前年同期と順位に変化はなかった。構成比で見ると、「株式」が約 5 割を占めた。

(単位：件、%)

商品別	平成26年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
株式	137	50.2	242	50.5
債券	51	18.7	87	18.2
投資信託	65	23.8	108	22.5
有価証券デリバティブ	4	1.5	20	4.2
CFD	6	2.2	2	0.4
その他デリバティブ	1	0.4	7	1.5
その他	9	3.3	13	2.7
(合計)	273	100.0	479	100.0

(注)

- ①「有価証券デリバティブ」は、株価指数先物取引等である。
- ②「その他デリバティブ」には、通貨スワップ取引や金利スワップ取引を含む。
- ③「その他」には、商品・サービス区分に関係ない事案（例：取引口座に関するもの、事務処理に関するもの、会社対応・担当者への不満等に関するもの等）を含む。

(5) 業態別申出件数

平成26年度上半期は、「会員」が引き続き多く262件であった。構成比で見ると、前年同期に比べ「特別会員」の割合が低下したため、相対的に「会員」の割合が上昇した。

(単位：件、%)

業態別	平成26年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
会 員	262	96.0	455	95.0
特別会員	11	4.0	24	5.0
証券仲介業者	0	—	0	—
(合計)	273	100.0	479	100.0

(6) 個人・法人別申出件数

平成26年度上半期は、個人が多く270件となった。構成比で見ると、前年同期に比べ「その他のデリバティブ」（通貨スワップ等）を巡る事案数が減少したため、「法人」の割合が低下し、相対的に「個人」の割合が上昇した。

(単位：件、%)

男女等	平成26年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
男	152	55.7	291	60.8
女	118	43.2	172	35.9
法人	3	1.1	16	3.3
(合計)	273	100.0	479	100.0

(7) 地区別申出件数

(単位：件、%)

地区名	平成26年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
北海道	7	2.6	13	2.7
東北	6	2.2	9	1.9
東京	141	51.6	270	56.4
名古屋	45	16.5	71	14.8
北陸	3	1.1	2	0.4
大阪	40	14.7	66	13.8
中国	2	0.7	1	0.2
四国	6	2.2	13	2.7
九州	23	8.4	34	7.1
その他	0	—	0	—
(合計)	273	100.0	479	100.0

3. 相談業務の状況

(1) 概況

平成 26 年度上半期の受付件数は 3,671 件（前年同期比 925 件（33.7%）増）となった。この要因は、契約締結前交付書面制度に関する相談が多く寄せられたこと等によるものである。

（単位：件）

平成 26 年度上半期	前年同期	平成 25 年度
3,671	2,746	5,161

（注）

「相談」とは、有価証券関連業務に関するもの、個別協会員に係る事案で、質問や意見といったものを言う。個別協会員に係る事案については、当該協会員に取り次いだ以外の事案を集計している。

(2) 類型別件数

平成 26 年度上半期は、「取引制度等に関する相談」が 1,840 件（前年同期比 789 件増）で最も多く、「事務処理に関する相談」が 678 件（前年同期比 374 件増）と続いた。一方、「勧誘に関する相談」が 281 件、「売買取引に関する相談」が 604 件で、前年同期に比べそれぞれ 151 件、57 件減少した。

（単位：件、%）

類型	平成 26 年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
取引制度等に関する相談	1,840	50.1	1,051	38.3
勧誘に関する相談	281	7.7	432	15.7
売買取引に関する相談	604	16.5	661	24.1
事務処理に関する相談	678	18.5	304	11.1
その他	268	7.3	298	10.9
（合計）	3,671	100.0	2,746	100.0

(3) 類型別の主な内訳

平成 26 年度上半期は、構成比で見ると、「当センターの業務に関する相談」が 15.1%（前年同期比 8.6 ポイント増）で最も高く、「売買一般に関する相談」が 11.9%（前年同期比 0.3 ポイント増）、「口座開設等に関する相談」が 10.8%（前年同期比 7.5 ポイント増）と続いた。また、「取引制度に関する相談」が 10.4%、「証券会社に関する相談」（取引制度等に関する質問及び意見）が 7.6%で、前年同期に比べそれぞれ 3.8 ポイント、5.5 ポイント増加した。

(単位：件、%)

内訳	平成 26 年度上半期	前年同期
① 取引制度等に関する質問及び意見		
当センターの業務に関する相談	553 (15.1)	179 (6.5)
取引制度に関する相談	380 (10.4)	180 (6.6)
証券会社に関する相談	278 (7.6)	58 (2.1)
② 勧誘に関する質問及び意見		
勧誘時の説明義務に関する相談	108 (2.9)	197 (7.2)
強引な勧誘に関する相談	68 (1.9)	109 (4.0)
適合性に関する相談	65 (1.8)	75 (2.7)
③ 売買取引に関する質問及び意見		
売買一般に関する相談	437 (11.9)	319 (11.6)
扱者主導売買に関する相談	60 (1.6)	81 (2.9)
無断売買に関する相談	55 (1.5)	78 (2.8)
④ 事務処理に関する質問及び意見		
口座開設等に関する相談	395 (10.8)	91 (3.3)
入出金、入出庫に関する相談	86 (2.3)	78 (2.8)
証券会社に関する相談	70 (1.9)	8 (0.3)
⑤ その他に関するもの		
会社不満に関する相談	231 (6.3)	239 (8.7)

(注) 括弧内の割合は、平成 26 年度上半期の受付件数に対する割合である。

【参考 1】

平成 26 年度上半期中、契約締結前交付書面制度に関する相談件数は、945 件であった。

【参考 2】

「当センターの業務に関する相談」とは、当センターのあっせん制度や取扱う事案等当センターの業務に関する質問・意見を言う。

【参考 3】

「取引制度に関する相談」では、平成 26 年度上半期は以下のような事例が見られた。

- ・契約締結前交付書面が届いた。この書面はどのようなものか。
- ・今回始めて証券会社から国債や社債を購入するつもりであるが、証券が発行されず通帳もないようなので不安になっている。どのような仕組みになっているのか。
- ・(口座名義人の娘から相談) 80 歳代前半の高齢の父親が、勧められるまま証券会社で REIT を購入したようである。高齢顧客へのリスク商品の販売を禁止する法的な規制はないのか。
- ・保有中の投資信託を売却して、新しい投資信託を購入したいと取引銀行に申し出ているが、6 か月経過後にしてほしいと言われた。なぜなのか。
- ・6 月末に既発行の外貨建てディスカウント債を購入してしまった。決済は 7 月に入ってからであるが、クーリングオフはできるか。

【参考 4】

「証券会社に関する相談」(取引制度等に関する質問及び意見)では、平成 26 年度上半期は以下のような事例が見られた。

- ・契約締結前交付書面が届いた。支店に問い合わせたいが、電話番号の記載がなく困っている。教えてほしい。
- ・取引先支店の担当者に連絡を取りたいが、電話番号が分からない。調べてもらえないか。
- ・夫名義の証券会社カードを紛失してしまったが、どこに連絡すればよいのか。
- ・担当者の勧誘について苦情を言いたい。証券会社の苦情対応窓口を教えてください。
- ・取引先のインターネット証券に問い合わせたいことがあるが、連絡先が分からない。教えてもらえないか。

【参考5】

- 「売買一般に関する相談」では、平成26年度上半期は以下のような事例が見られた。
- ・不動産投信を購入したい。今まで証券投資の経験がなく、証券会社と取引したことがないので、どのような手続が必要であるかを教えてほしい。
 - ・認知症の実父がインターネットで株式売買を繰り返していた。身内は誰も気づかず、損失が拡大してしまった。証券会社に責任はないのか。
 - ・認知症でグループホームに入居している夫名義の投信の売却ができずに困っている。どうしたらよいか。
 - ・（口座名義人の息子からの相談）口座名義人である高齢の実母の投信売却注文に応じてくれない。一方的な措置に納得できない。
 - ・証券会社数社に株式や投資信託を保有している。売却したいと考えていても、担当者が強い調子で説得してくるので、自由に売却が出来ない。どうしたらよいか。

【参考6】

- 「口座開設等に関する相談」では、平成26年度上半期は以下のような事例が見られた。
- ・5～6年以上前から取引のない証券会社から「契約締結前交付書面」という書類が届いた。口座を閉鎖してもらうにはどうすればよいのか。
 - ・結婚をしたので、株式等を取引している口座の名義を変更したい。どのような手続をしたらよいか。
 - ・住所変更手続をしたいが、どこに連絡すればよいのか。
 - ・インターネット証券にNISA口座を開設したいが、手順を教えてください。
 - ・業者の不手際により、NISA口座の開設完了が大幅に遅延し、投資のタイミングを逸してしまった。責任を追及したい。

(4) 商品・サービス別件数

平成26年度上半期は、「株式」が1,518件（前年同期比163件増）で最も多く、「投資信託」が804件（前年同期比209件増）と続いた。一方、「債券」が309件、「有価証券デリバティブ」が13件となり、前年同期に比べそれぞれ113件、57件減少した。

（単位：件、％）

商品・サービス別	平成26年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
株式	1,518	41.4	1,355	49.3
債券	309	8.4	422	15.4
投資信託	804	21.9	595	21.7
有価証券デリバティブ	13	0.4	70	2.5
CFD	13	0.4	5	0.2
その他デリバティブ	2	0.1	3	0.1
その他	1,012	27.6	296	10.8
（合計）	3,671	100.0	2,746	100.0

（注）

- ①「有価証券デリバティブ」は、株価指数先物取引等である。
- ②「その他デリバティブ」には、通貨スワップ取引や金利スワップ取引を含む。
- ③「その他」には、商品・サービス区分に関係ない事案（例：取引口座に関するもの、事務処理に関するもの、会社対応・担当者への不満等に関するもの等）を含む。

(5) 個人・法人別件数

平成 26 年度上半期は、「個人」が多く 3,570 件となった。構成比で見ると、前年同期に比べ「法人」の割合が低下し、相対的に「個人」の割合が上昇した。

(単位：件、%)

個人・法人別	平成 26 年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
男	1,865	50.8	1,530	55.7
女	1,705	46.4	1,104	40.2
法人	101	2.8	112	4.1
(合計)	3,671	100.0	2,746	100.0

(6) 地区別件数

(単位：件、%)

地区別	平成 26 年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
北海道	91	2.5	62	2.3
東北	105	2.9	47	1.7
東京	1,334	36.3	1,148	41.8
名古屋	378	10.3	279	10.2
北陸	49	1.3	14	0.5
大阪	520	14.2	503	18.3
中国	109	3.0	31	1.1
四国	63	1.7	50	1.8
九州	235	6.4	126	4.6
その他	787	21.4	486	17.7
(合計)	3,671	100.0	2,746	100.0

※ 「その他」は、相談者の所在地を特定できないもの（携帯電話等からのもの）

以 上

平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成26年10月度月次速報版）

平成26年11月18日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	26年度 下期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	528	0	0	0	0	0	528	88.0
取引制度に関する相談	251						251	251.0
勧誘に関する相談	48						48	48.0
売買取引に関する相談	85						85	85.0
事務処理に関する相談	102						102	102.0
その他の相談	42						42	42.0
苦 情	46	0	0	0	0	0	46	7.7
勧誘に関する苦情	20						20	20.0
売買取引に関する苦情	18						18	18.0
事務処理に関する苦情	5						5	5.0
その他の苦情	3						3	3.0
あっせん	7	0	0	0	0	0	7	1.2
勧誘に関する紛争	6						6	6.0
売買取引に関する紛争	1						1	1.0
事務処理に関する紛争	0						0	0.0
その他の紛争	0						0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 26年度上半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	26年度 上期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	787	687	725	594	433	445	3,671	611.8
取引制度に関する相談	390	326	377	274	242	231	1,840	306.7
勧誘に関する相談	79	56	42	45	30	29	281	46.8
売買取引に関する相談	118	119	125	112	61	69	604	100.7
事務処理に関する相談	134	133	127	129	72	83	678	113.0
その他の相談	66	53	54	34	28	33	268	44.7
苦 情	43	53	54	37	34	52	273	45.5
勧誘に関する苦情	18	14	19	15	14	19	99	16.5
売買取引に関する苦情	15	29	21	11	11	14	101	16.8
事務処理に関する苦情	7	7	11	7	6	11	49	8.2
その他の苦情	3	3	3	4	3	8	24	4.0
あっせん	9	11	5	10	8	5	48	8.0
勧誘に関する紛争	8	11	5	8	5	4	41	6.8
売買取引に関する紛争	1	0	0	2	3	1	7	1.2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	25年度 累計	24年度 累計	23年度 累計
相 談	5,161	4,496	4,358
取引制度に関する相談	2,147	1,351	1,309
勧誘に関する相談	766	1,387	1,365
売買取引に関する相談	1,084	767	802
事務処理に関する相談	601	465	388
その他の相談	563	526	494
苦 情	842	904	1,205
勧誘に関する苦情	294	470	692
売買取引に関する苦情	351	240	286
事務処理に関する苦情	135	112	134
その他の苦情	62	82	93
あっせん	128	208	308
勧誘に関する紛争	87	176	267
売買取引に関する紛争	35	26	35
事務処理に関する紛争	3	6	6
その他の紛争	3	0	0

(単位:件)

25年度 月平均	24年度 月平均	23年度 月平均
430.1	363.2	341.6
178.9	109.1	123.9
63.8	113.8	81.2
90.3	66.8	47.3
50.1	32.3	37.8
46.9	41.2	51.4
70.2	100.4	84.1
24.5	57.7	41.5
29.3	23.8	21.4
11.3	11.2	11.8
5.2	7.8	9.4
10.7	25.7	19.9
7.3	22.3	15.3
2.9	2.9	3.9
0.3	0.5	0.3
0.3	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(26年10月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	10月度 合計
相 談	263	61	115	6	1	2	80	528
取引制度に関する相談	120	32	54	2	0	2	41	251
勧誘に関する相談	16	11	19	0	0	0	2	48
売買取引に関する相談	50	10	19	3	1	0	2	85
事務処理に関する相談	61	4	12	1	0	0	24	102
その他の相談	16	4	11	0	0	0	11	42
苦 情	17	14	11	3	1	0	0	46
勧誘に関する苦情	4	9	5	1	1	0	0	20
売買取引に関する苦情	10	1	5	2	0	0	0	18
事務処理に関する苦情	2	3	0	0	0	0	0	5
その他の苦情	1	1	1	0	0	0	0	3
あっせん	1	5	1	0	0	0	0	7
勧誘に関する紛争	0	5	1	0	0	0	0	6
売買取引に関する紛争	1	0	0	0	0	0	0	1
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成26年度(平成26年4月～26年9月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	1,518	309	804	13	13	2	1,012	3,671
取引制度に関する相談	660	124	413	6	5	1	631	1,840
勧誘に関する相談	92	67	109	2	4	1	6	281
売買取引に関する相談	347	71	151	4	3	0	28	604
事務処理に関する相談	321	21	83	0	0	0	253	678
その他の相談	98	26	48	1	1	0	94	268
苦 情	137	51	65	4	6	1	9	273
勧誘に関する苦情	33	33	28	1	2	1	1	99
売買取引に関する苦情	58	10	29	1	3	0	0	101
事務処理に関する苦情	33	6	3	1	1	0	5	49
その他の苦情	13	2	5	1	0	0	3	24
あっせん	25	12	8	0	2	1	0	48
勧誘に関する紛争	20	10	8	0	2	1	0	41
売買取引に関する紛争	5	2	0	0	0	0	0	7
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 男女別処理状況(26年10月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	10月度 合計
相 談	299	211	18	528
取引制度に関する相談	144	98	9	251
勧誘に関する相談	26	21	1	48
売買取引に関する相談	44	39	2	85
事務処理に関する相談	58	39	5	102
その他の相談	27	14	1	42
苦 情	24	21	1	46
勧誘に関する苦情	9	10	1	20
売買取引に関する苦情	10	8	0	18
事務処理に関する苦情	4	1	0	5
その他の苦情	1	2	0	3
あっせん	2	4	1	7
勧誘に関する紛争	1	4	1	6
売買取引に関する紛争	1	0	0	1
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成26年度(平成26年4月～26年9月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	1,865	1,705	101	3,671
取引制度に関する相談	928	856	56	1,840
勧誘に関する相談	129	142	10	281
売買取引に関する相談	314	272	18	604
事務処理に関する相談	353	313	12	678
その他の相談	141	122	5	268
苦 情	152	118	3	273
勧誘に関する苦情	52	45	2	99
売買取引に関する苦情	57	43	1	101
事務処理に関する苦情	32	17	0	49
その他の苦情	11	13	0	24
あっせん	16	25	7	48
勧誘に関する紛争	13	22	6	41
売買取引に関する紛争	3	3	1	7
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成26年10月）について

平成26年11月19日

日本証券業協会

【お知らせ】

「未公開株通報専用コールセンター」に情報をお寄せいただいた際、通報いただいた方の個人情報を行政機関及び警察に提供してよいかどうか、その都度、確認させていただいております。

お寄せいただいた情報は、連携先の行政機関及び警察に提供する場合がありますが、この場合に提供する情報に個人情報を含めるかどうかは、通報いただいた方に確認させていただいた結果に従っております。

お寄せいただいた個人情報がみだりに外部に出ないよう厳正に管理しておりますので、安心して通報・相談をお願いいたします。

※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、5ページに記載しています。

1. 平成26年10月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

○ 【図表1】のとおり、平成26年10月中に受理した全通報件数は211件。

1営業日当たりの平均通報件数は約10件。先月及び先々月を除いて、200件超の通報が継続しており、依然として注意が必要です¹。

(2) 購入・取引を勧誘された商品

① 【図表1】のとおり、平成26年10月中において最も多かったのは、「その他」の95件（45.0%）²。

② 「その他」は、例えば、被害者を投資話に絡んだ犯罪やトラブルの当事者に仕立て上げ、その解決のための金銭を要求するもの。手口は時々刻々と変化し、多様化。

③ 安易に相手の言うことを信用せず、支払いをする前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

(3) 被害の金額

① 全通報件数211件のうち、実際にお金を詐欺される被害に遭ったという内容のものは32件（15.2%）。

② 被害の金額は、合計で約2億4千万円。

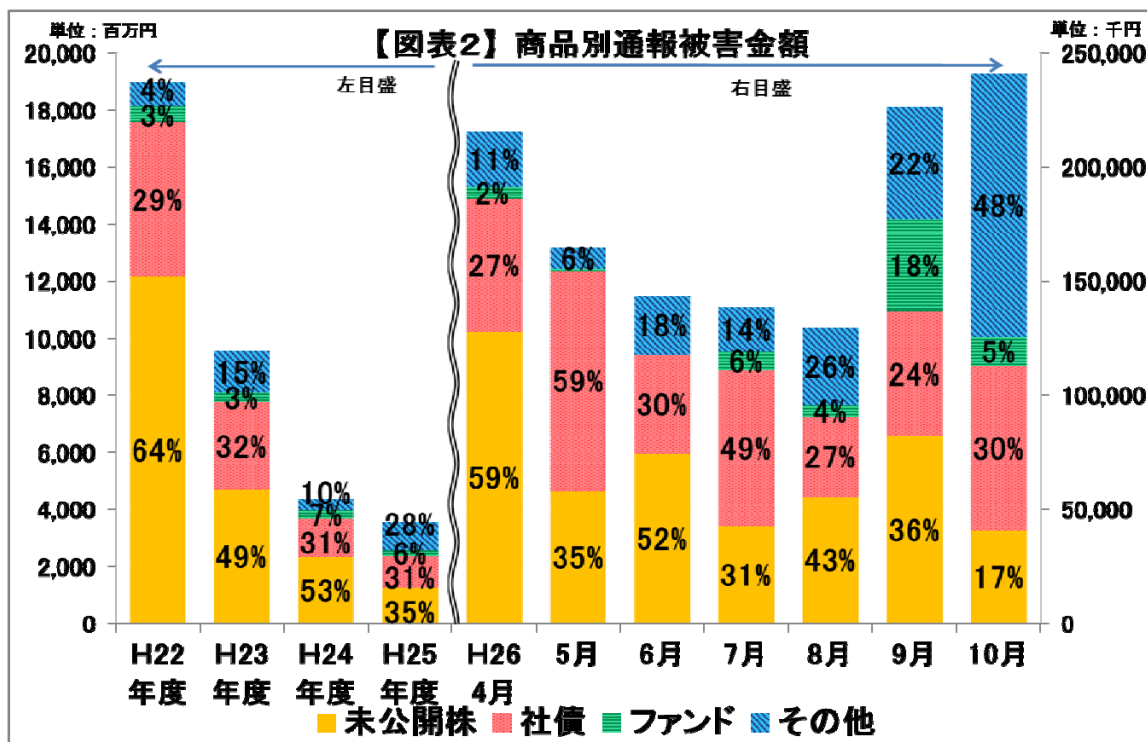
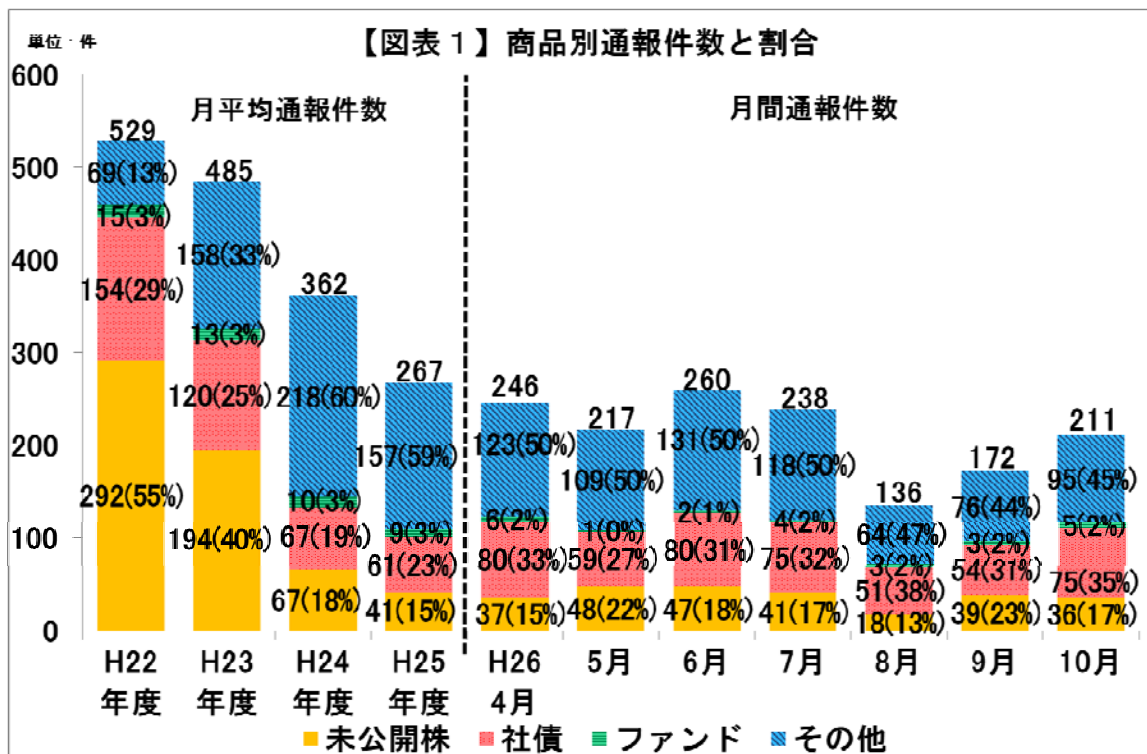
③ 【図表2】のとおり、商品別の被害総額で最も大きかったのは、「その他」の約1億1千6百万円（48.1%）³。

¹ 去る平成26年11月4日、警察庁では、「平成26年9月の特殊詐欺認知・検挙状況等について」を公表しています（http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi_toukei.pdf）。ここでは、平成26年1月～9月における特殊詐欺全体の被害総額が約402億円（前年同期比18.1%増）となり、このうち未公開株等詐欺を含む金融商品等取引名目の被害総額が約102億円（同22.1%減）であったことが紹介されています。

² 「その他」95件のうち、72件（75.8%）は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

³ 「その他」約1億1千6百万円のうち、約8千6百万円（74.1%）は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

- ④ 被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均被害金額は約750万円。
- ⑤ 最大の被害金額は7千6百万円(過去に受けた未公開株に関する詐欺被害を回復するためとして、ファンドへの投資を求められ、現金を支払ってしまったとの通報)。
- ⑥ 被害金額の合計は時期によって大きく変化しますが、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりありません。
- ⑦ 万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支うことには十分慎重になるべきです。



(4) 勧誘・詐取の手段

- ① 勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接に対面しない形での勧誘がほとんど。
- ② 実際にお金を支払ってしまう場面で多いのが、現金の直接手渡し（自宅又は街頭の待合せ）や送付（郵便、宅配便）。
- ③ お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

(5) 通報者の属性

- ① 通報者の年齢で分類すると、60歳以上が約90%。そのうち一人暮らしは約27.9%。
- ② 通報者の居住地で分類すると、東京・大阪・愛知やその近郊が上位（別紙参照）、今月は東京都からの通報が最多。
- ③ 大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていると推測されます。
- ④ 一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうと言われています。
- ⑤ お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うことが重要です。
- ⑥ 万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）をはじめ、公的機関の相談窓口にご相談を。

2. 最近の手口

最近「未公開株通報専用コールセンター」に寄せられている通報に見られる手口をご紹介します。

「著名人の兄弟が経営」「著名人の間で話題」

業者を名乗る者から「テレビによく出演している〇〇さんの兄弟が代表を務めるA社の社債を購入しないか。A社には著名人の△△さんや××さんが出資しており、購入すれば必ず儲かる。」と話を持ち掛けられた。

- ある日、業者を名乗る者から、テレビに出演している芸能人など、実在する著名人が関係しているという会社の話を持ち掛けられます。
- 続けて、「この会社は著名人の間では話題になっていて、多くの著名人が投資している。」などと聞いたことのある著名人も投資していると言ってきます。
- 最後に、「その会社の社債は一般には出回らないが、今回、特別に入手した。この社債は利率も高く、必ず儲かる。」などと未公開株や社債の購入を勧誘してくるのがよくある手口です。
- こうした会社は実在しないか、挙げられた著名人が関係したり出資しているのかどうか、定かではないことが多くあります。
- そして、このような場合に購入代金を渡してしまうと、業者を名乗る者とは連絡が取れなくなることがほとんどです。
- このような手口では、会社関係者として、実際にテレビなどに出演している著名人の名前を具体的に挙げることで、架空の投資話に真実味を持たせたり、「その企業の社債は著名人の間でしか手に入らない。」などと投資話にプレミアム感をもたせることで、被害者の興味を誘っているものと思われます。
- 業者を名乗る者から、実在する著名人が関係しているとされる儲け話を持ち掛けられたとしても、安易に信用しないことが被害の防止に重要です。
- こうした話を持ち掛けられた場合、送金などは一切せず、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにしてください。⁴

⁴詳しくは、本協会ホームページ「“必ずもうかる”詐欺、こんなところにご用心！」
(http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearnts01/mikoukai/moukaru_teguchi.html)

3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供⁵、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

また、近年は、未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行っているほか、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けています。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手に行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者⁶や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。⁷

⁵ http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html

⁶ 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

⁷ 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf

4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書⁸では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成26年9月までの4年半の間に約2万1千件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部（電話：03-3667-8647）

⁸ <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

[別紙]

未公開株通報専用コールセンターに寄せられた都道府県別の通報状況

総通報件数 211 件 (平成 26 年 10 月)

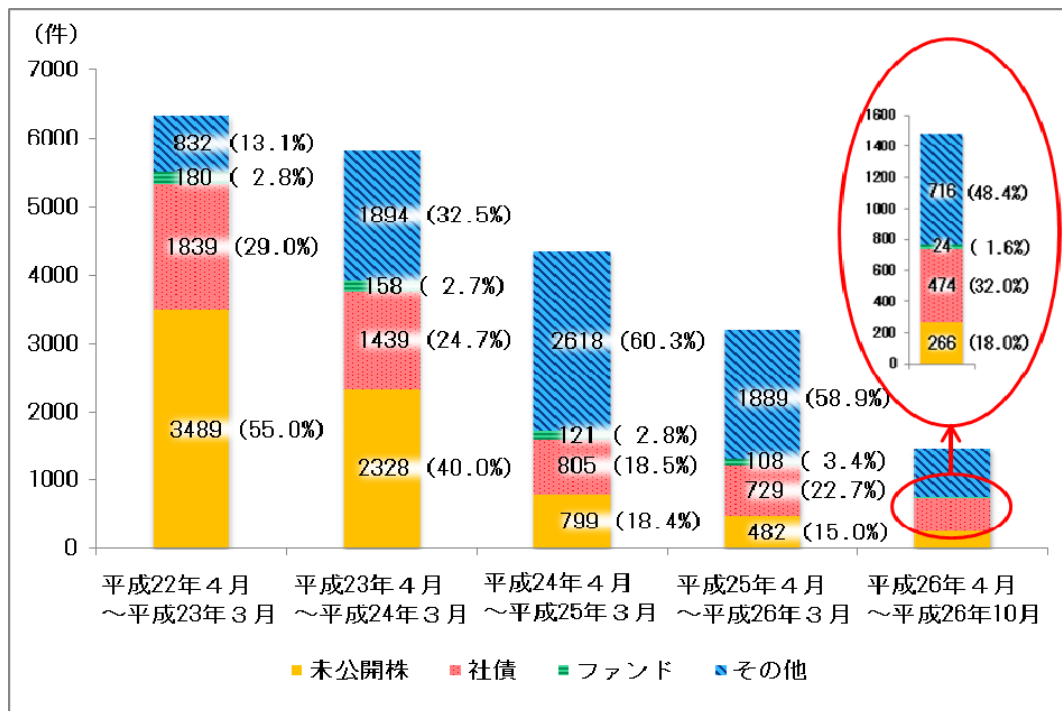
通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)	通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)
北海道	4	1.90	滋賀県	1	0.47
青森県	1	0.47	京都府	7	3.32
岩手県	1	0.47	大阪府	12	5.69
宮城県	2	0.95	兵庫県	14	6.64
秋田県	0	0.00	奈良県	4	1.90
山形県	1	0.47	和歌山県	1	0.47
福島県	3	1.42	鳥取県	0	0.00
茨城県	7	3.32	島根県	1	0.47
栃木県	3	1.42	岡山県	7	3.32
群馬県	2	0.95	広島県	4	1.90
埼玉県	12	5.69	山口県	5	2.37
千葉県	10	4.74	徳島県	0	0.00
東京都	29	13.74	香川県	5	2.37
神奈川県	13	6.16	愛媛県	1	0.47
新潟県	4	1.90	高知県	0	0.00
富山県	2	0.95	福岡県	10	4.74
石川県	3	1.42	佐賀県	0	0.00
福井県	2	0.95	長崎県	1	0.47
山梨県	2	0.95	熊本県	1	0.47
長野県	4	1.90	大分県	0	0.00
岐阜県	5	2.37	宮崎県	4	1.90
静岡県	2	0.95	鹿児島県	5	2.37
愛知県	14	6.64	沖縄県	0	0.00
三重県	2	0.95	不明	0	0.00

[参考]

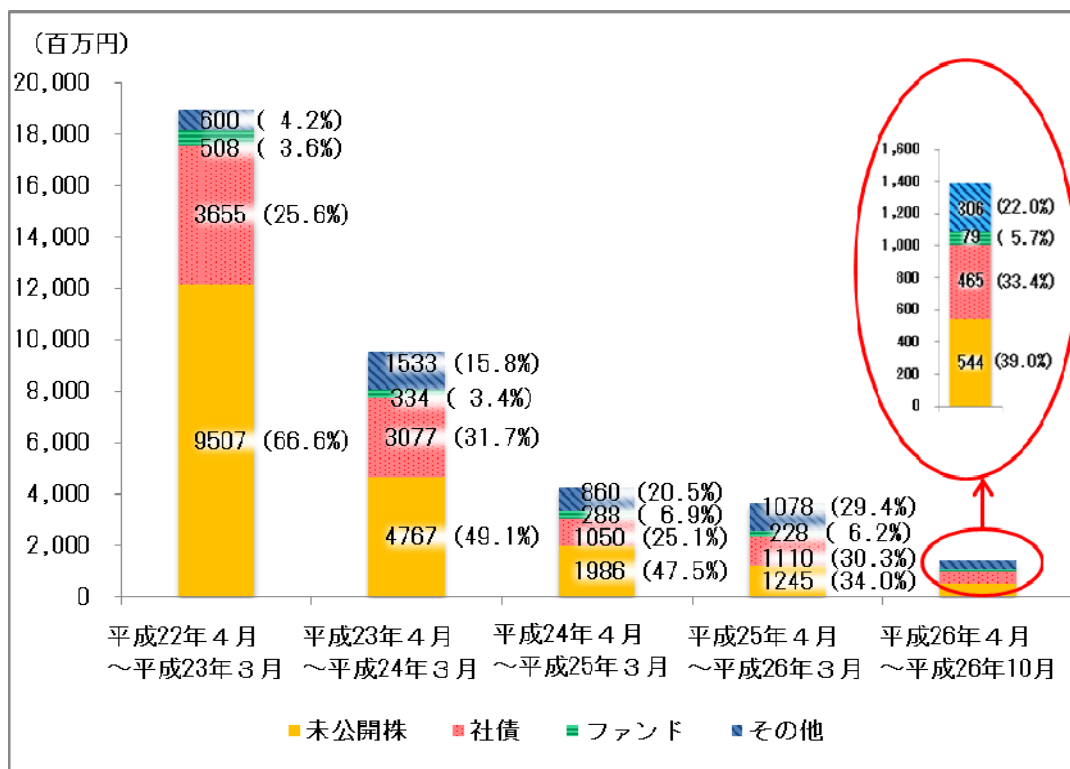
「未公開株通報専用コールセンター」通報状況
(平成22年4月～平成26年10月)について

総通報件数：21189件 被害総額：377億5256万円

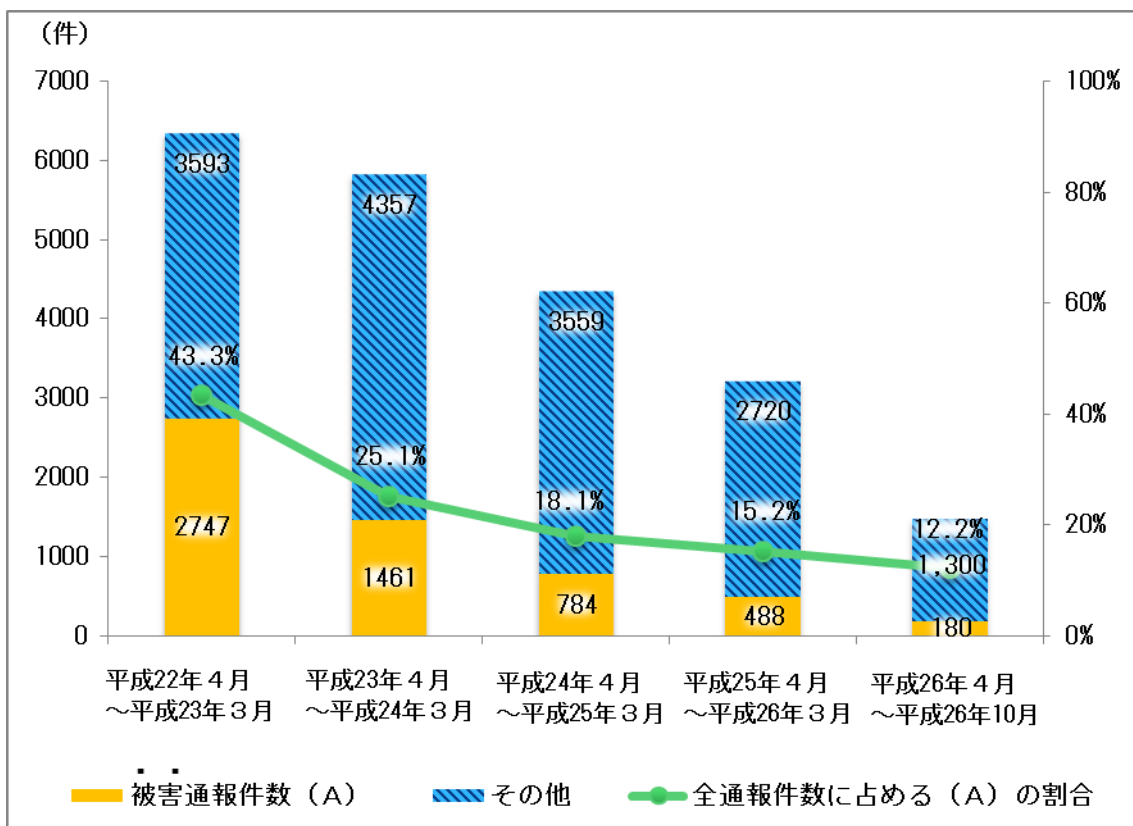
1. 有価証券別通報件数 (平成22年4月～平成26年10月)



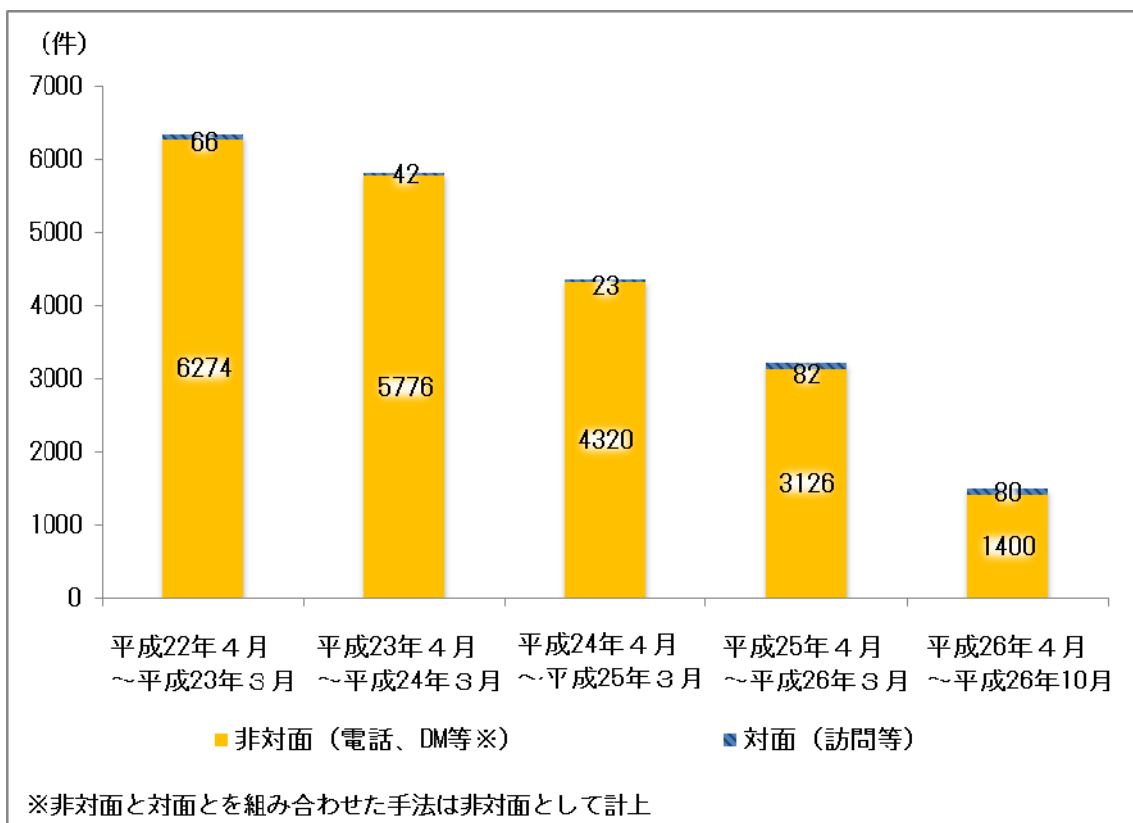
2. 有価証券別被害金額 (平成22年4月～平成26年10月)



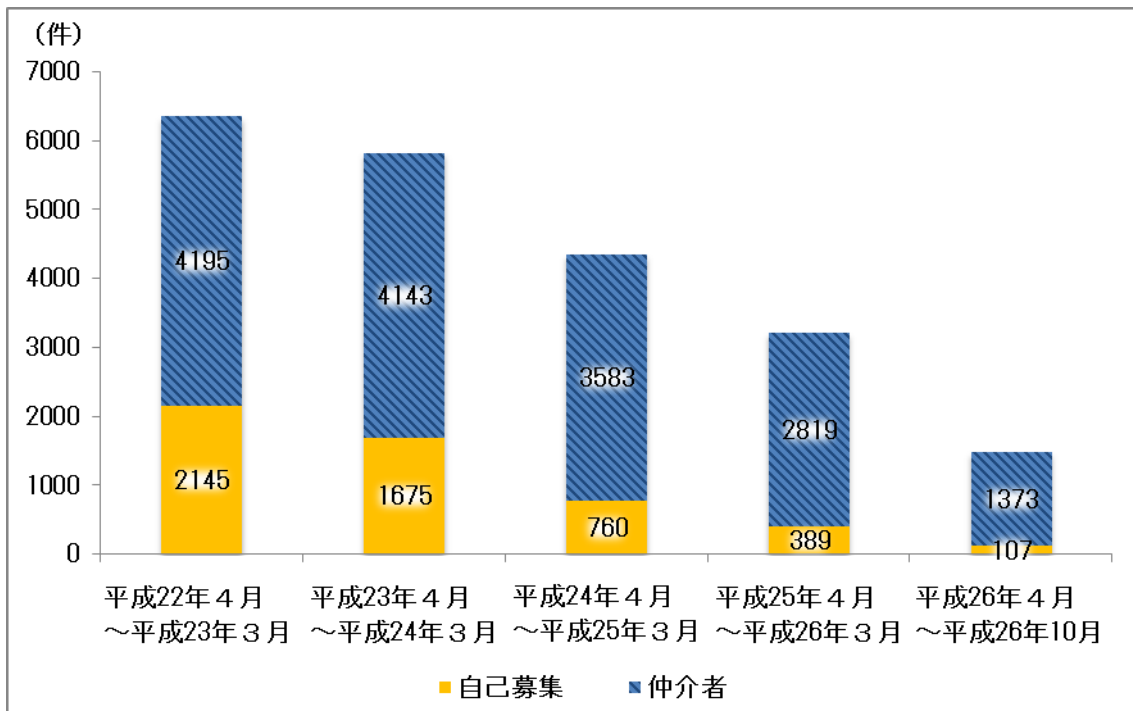
3. 全通報件数に占める被害通報件数（平成22年4月～平成26年10月）



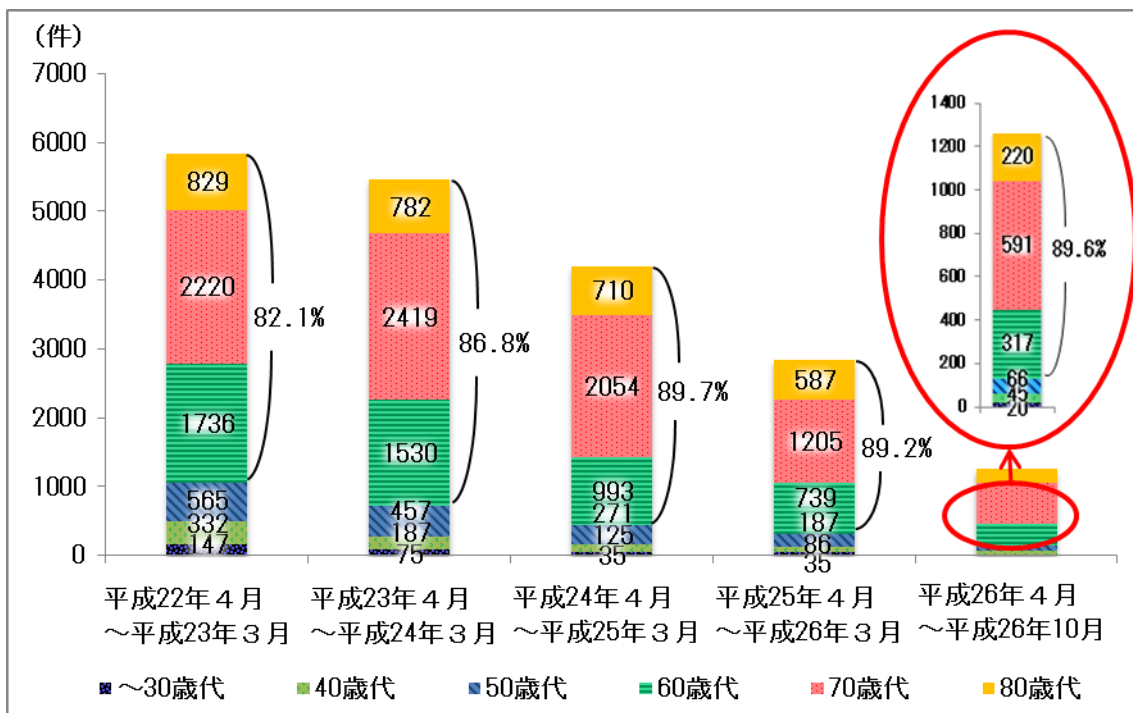
4. 勧誘手法（平成22年4月～平成26年10月）



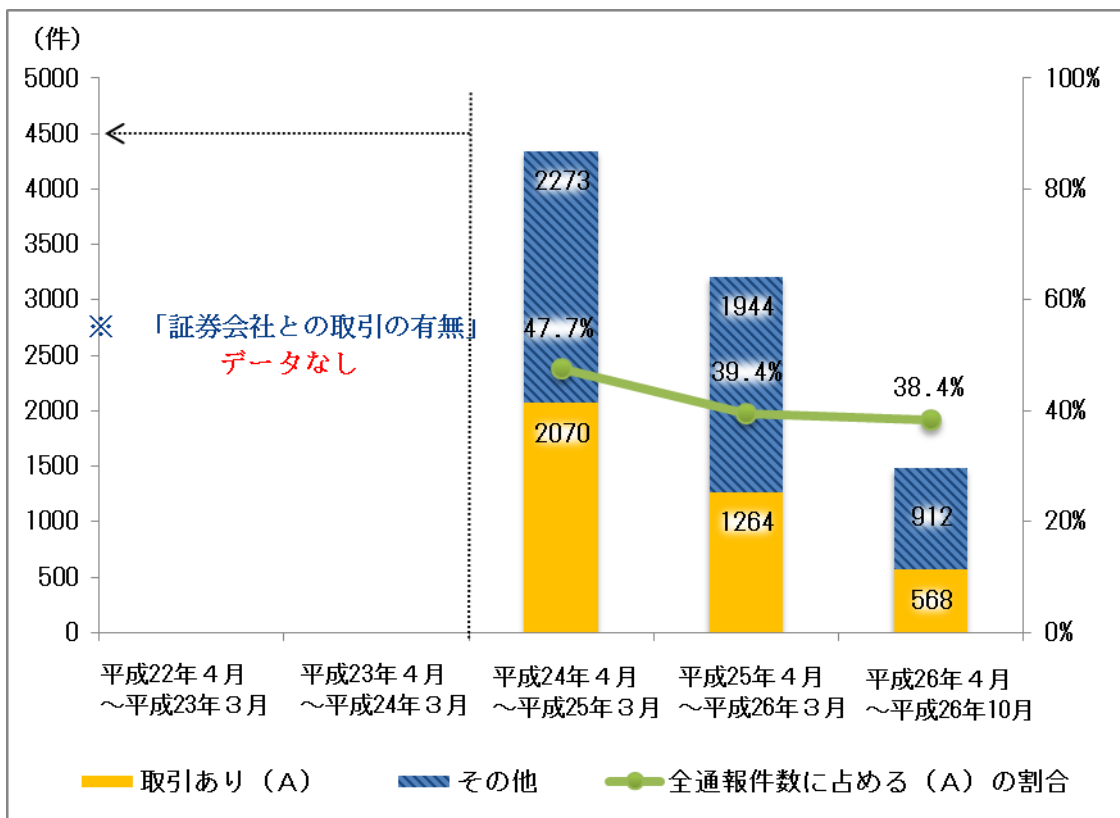
5. 通報件数と募集形態（平成22年4月～平成26年10月）



6. 年齢別通報件数と割合（平成22年4月～平成26年10月）

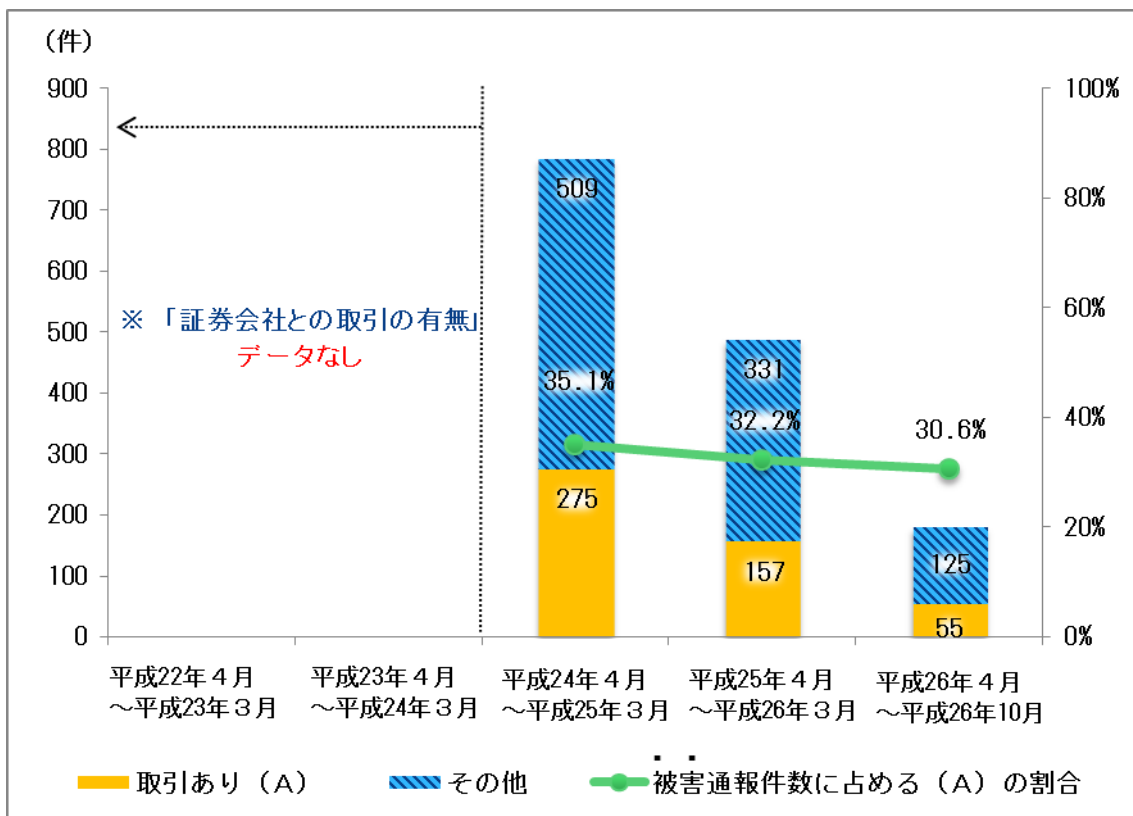


7. 「証券会社と取引のある方」からの通報件数（平成22年4月～平成26年10月）



8. 被害通報件数に占める「証券会社と取引のある方」からの被害通報件数

(平成22年4月～平成26年10月)



9. 都道府県別通報件数（平成23年4月～平成26年10月）

通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）	通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）
北海道	263	1.77	滋賀県	169	1.14
青森県	42	0.28	京都府	285	1.92
岩手県	53	0.36	大阪府	1133	7.63
宮城県	94	0.63	兵庫県	592	3.99
秋田県	24	0.16	奈良県	221	1.49
山形県	71	0.48	和歌山県	87	0.59
福島県	98	0.66	鳥取県	49	0.33
茨城県	307	2.07	島根県	62	0.42
栃木県	152	1.02	岡山県	397	2.67
群馬県	234	1.58	広島県	588	3.96
埼玉県	763	5.14	山口県	345	2.32
千葉県	965	6.50	徳島県	61	0.41
東京都	1642	11.06	香川県	140	0.94
神奈川県	1835	12.36	愛媛県	176	1.19
新潟県	284	1.91	高知県	71	0.48
富山県	63	0.42	福岡県	309	2.08
石川県	147	0.99	佐賀県	27	0.18
福井県	52	0.35	長崎県	48	0.32
山梨県	87	0.59	熊本県	152	1.02
長野県	366	2.46	大分県	64	0.43
岐阜県	308	2.07	宮崎県	61	0.41
静岡県	532	3.58	鹿児島県	111	0.75
愛知県	1110	7.48	沖縄県	24	0.16
三重県	184	1.24	不明	1	0.01

以 上